

札幌出入国在留管理局稚内港出張所 標準文書保存期間基準

令和6年11月25日改定

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)			
1 訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令、通達及び通知その他の例規類に関する業務	訓令、通達及び通知その他の例規類に関する文書	・規程の制定及び改廃に係る決裁文書	訓令及び通達	立案の経緯	規程制定・改廃	10年	廃棄 以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	
			・総務関連業務における訓令、通達及び通知その他の例規類			総務に係る訓令、通達及び通知その他の例規類	3年	廃棄	
			・審査関連業務における訓令、通達及び通知その他の例規類			審査に係る訓令、通達及び通知その他の例規類	3年	廃棄	
			・警備関連業務における訓令、通達及び通知その他の例規類			警備に係る訓令、通達及び通知その他の例規類	3年	廃棄	
2 予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作成その他の決算に関する重要な経緯	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作成の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書その他決算の提出に至る過程が記録された文書	・旅行命令簿 ・出張計画書 ・出張旅程表	予算及び決算	予算執行	旅行命令簿	5年	廃棄	
			・外出のための業務命令簿			外出のための業務命令簿	5年	廃棄	
			・合同庁舎の維持管理に係る連絡文書等			合同庁舎維持管理	5年	廃棄	
			・事務所経費請求書(写) ・謝金請求書(写)(ガ－①)			請求関係書類(写)	事務処理上必要な1年未満の期間	廃棄	
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作成その他の決算に関する経緯(物品管理)	物品の請求、受領及び返納に関する書類	・物品払出請求書 ・物品受領命令書 ・物品返納報告書 ・物品返納命令書	会計	物品管理	物品払出請求書(控)、受領命令書、物品返納報告書(控)・命令書	1年	廃棄	
3 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿(電子文書)	行政文書の管理	文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄	
			・行政文書の移管及び廃棄に係る決裁文書			行政文書の移管・廃棄	5年	廃棄	
			・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改廃	10年	廃棄	
			・標準文書保存期間基準			札幌出入国在留管理局稚内港出張所標準文書保存期間基準	常用	廃棄	
			・文書発信簿(電子文書)			文書発信簿	30年	廃棄	
			・文書接受簿(電子文書)			文書接受簿	5年	廃棄	
			・郵便書留簿			郵便書留簿	3年	廃棄	
			・郵券受払簿			郵券受払簿	5年	廃棄	
			・出入国管理画像照会システムに入力した行政文書の写し			出入国管理画像	常用	廃棄	
4 統計・調査に関する事項	法務省所管業務に関する統計の作成及び分析並びに調査及び研究に関する重要な経緯	統計の作成及び分析に関する文書	・業務統計資料 ・関係機関統計 ・定期報告資料	統計	統計	業務統計	3年	廃棄	
5 所管業務の運営に関する事項	(1)総務全般に係る業務	①職員の勤務時間管理に関する文書	・超過勤務等命令簿	総務	勤務時間管理	超過勤務等命令簿	6年	廃棄	
			・代休日指定簿・振替等通知 ・出勤簿(写)(ガ－①)			代休日指定簿・振替等通知簿 出勤簿(写)	5年 事務処理上必要な1年未満の期間	廃棄 廃棄	
			・休暇簿(写)(ガ－①)			休暇簿(写)	事務処理上必要な1年未満の期間	廃棄	
			・勤務時間報告書(写)(ガ－①)			勤務時間報告書(写)	事務処理上必要な1年未満の期間	廃棄	

6	日本人の出国及び外国人の出入国並びに外国人の在留審査に関する事項	(2)出入国管理に関する業務	(2)上陸審判に関する文書	・上陸審判台帳	出入国	上陸審判	上陸審判台帳	5年	廃棄	
				・上陸審判個人記録				上陸審判個人記録	3年	廃棄
		(3)在留審査に関する業務	①在留資格審査に関する文書	・申請受理台帳(進行管理簿)	在留審査	在留資格関係	進行管理簿	3年	廃棄	
				・法19の16・17届出台帳						
				・在留資格審査に係る個人記録(再入国許可・(空海港での)資格外活動許可に係る許可案件)			在留資格審査個人記録(許可)	許認可の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	
				・在留資格審査に係る個人記録(再入国許可・(空海港での)資格外活動許可に係る不許可案件)			在留資格審査個人記録(不許可)	5年	廃棄	
				・在留資格審査に係る個人記録(就労資格証明書(転職ケースを除く)に係る案件)			在留資格審査個人記録(就労資格証明書)	3年	廃棄	
				・証印転記台帳			証印転記台帳	5年	廃棄	
				・法19の16及び17に基づく届出に関する書類			法19の16・17関係	3年	廃棄	
				・聴取票			聴取票	3年	廃棄	
	・業務統計以外の各種報告等		審査諸報告	1年	廃棄					
	②電子届出システムへの登録に関する文書	・電子届出システムユーザー登録申請書	電子届出		電子届出システムユーザー登録関係	3年	廃棄			
・電子届出システムユーザー登録台帳		電子届出システムユーザー登録台帳			5年	廃棄				
	③在留カードに関する文書	・在留カード交付申請書	在留カード		在留カード	3年	廃棄			

7	警備業務に関する事項	警備業務に関する業務	警備業務に関する文書	・事件移管に係る文書	退去強制	警備事務	事件移管	1年	廃棄	
			・出国確認に係る文書		出国確認	3年	廃棄			
			・業務報告資料		業務報告資料	3年	廃棄			
8	日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理並びに外国人の在留の管理に関する事項	出入国在留管理に関する業務	情報収集・分析に関する文書	・業務報告書 ・報告担当者名簿	出入国在留情報管理	情報分析	業務報告書	3年	廃棄	
9	FEIS等システムの運用・保守・管理等に関する事項	FEIS等システムの運用に関する業務	FEIS等システムの運用・保守・管理に関する文書	・FEIS、J-BIS、乗員上陸システム等の運用に関する文書 ・作業依頼及びシステム障害等の連絡文書	データ管理	情報システム管理	情報システム運用管理	3年	廃棄	

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、出入国在留管理庁行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者が、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

本基準中、「行政文書の具体例」欄の「ガー○」の表示は、「行政文書の管理に関するガイドライン第4の3(6)○」を指すこととする。